

平成26年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月19日(採決)

平成26年 第4回 定例会 会議録

日時 平成26年12月19日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	井上 伸一
栗の子保育園長	萩尾 一男	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長	清原 眞也	次 長	松岡 秀策
主 事	高濱 守央		

開会 午前 10時00分

○議長（今泉 正敏） おはようございます。

本日は全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月15日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。御協力ありがとうございました。以上、一般質問の内容についての報告いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第66号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守） はい。

報告をいたします。

議案第66号、篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10に規定する納税証明書の手数料について、長期にわたり据え置かれていた証明書発行手数料を物価や、人件費の上昇及び近隣自治体との均衡を勘案し、適正な料金とするため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は納税証明書の交付手数料を現在の200円から300円に引き上げるものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第67号、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守） 報告をいたします。

議案第67号、篠栗町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町における印鑑・身分証明書等証明手数料、住民基本台帳の住民票に関する証明手数料及び世帯全員の住民票写手数料、戸籍附表の写し及び記載事項証明手数料、税に関する証明の課税に関する証明手数料及び資産に関する証明手数料を適正な価格に改定するため、本条例の一部改正について議会の議決を求められたものであります。

審査の中では1件当たりの処理に関する費用、減免の対象の確認等の質疑に対し、1件当たり330円超、減免に関して、本条文中に減免措置の条項が記載されていることの説明がありました。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 68 号、篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第 68 号、篠栗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の一部が改正されたこと及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 108 号）が、平成 25 年 12 月 13 日に公布、翌 26 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、また、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」と改正するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 68 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 69 号、篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第69号、篠栗町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第108号）が、平成25年12月13日に公布、平成26年10月1日に施行されたことに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第70号、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第70号、篠栗町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、「中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」が、平成25年12月13日、「中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に名称及び内容が改正され、平成26年10月1日から施行されたことに伴い、所要の規定を整備するに当たり、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、入居者の資格、第21条第2項第5号の一部を改め、改正法と同様に対象者を特定配偶者に明確化するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第71号、篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第71号、篠栗町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が、平成26年11月19日に公布され、平成27年1月1日から施行される

ことに伴い、出産育児一時金の支給額を改める必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、出産育児一時金 39 万円を 40 万 4,000 円に改めるものであります。

なお、この条例は平成 27 年 1 月 1 日から施行し、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る篠栗町国民健康保険条例第 5 号の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 71 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 72 号、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する総務建設委員長からの報告は、会議規則第 75 条の規定により、配付のとおり、閉会中の継続審査とする申出書が提出されています。

お諮りします。

本案を委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は御起立願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 72 号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 8、議案第 73 号、篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守） 報告をいたします。

議案第73号、篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

本議案は、本町における道路占用料等について、法令及び近隣自治体との均衡を図ることを目的に、篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、道路占用料の改定、占用料の減免に係る要件の追加並びに占用料の還付及び罰則に係る新たな規定を定めるものです。

なお、この条例は平成27年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第74号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生常任委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第74号、篠栗町総合保健福祉センター指定管理者の指定について。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの指定管理期間が平成27年3月31日で終了します。

引き続き、施設の管理及び運営の効果的かつ効率的に行うため、大成有楽不動産

株式会社を指定管理者に指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2号第6項の規定により議会の議決を求められたものであります。

指定管理の内容は、

1、公の施設名称及び位置 篠栗町総合保健福祉センター、篠栗町大字田中1番地1。

2、指定管理者となる団体の名称 大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 林 隆。

3、指定管理者となる団体の所在 東京都中央区京橋三丁目13番1号。

4、指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで。

また、指定管理者の選定については、「篠栗町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき指定管理者選定委員会に諮問され、3回の委員会を開催し、慎重な審議がなされた結果、大成有楽不動産株式会社が適任であるとの答申がなされております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第75号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第6号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第75号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第6号について。

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,024万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5,544万9,000円とするものです。

歳入の主なものにつきましては、県支出金 児童福祉費負担金97万6,000円、地方交付税のうち普通交付税5,927万2,000円をそれぞれ増額補正するものです。

歳出の主なものにつきましては、人件費において296万円、総務費において公共施設耐震診断調査委託料1,823万1,000円、庁舎施設整備工事177万5,000円、情報システム変更委託料470万円、電話回線整備業務委託料149万4,000円、民生費においては、保育士等処遇改善事業補助金190万円、県補助金返還金21万7,000円、児童扶養手当システム変更委託料48万6,000円、教育費において、運動公園テニスコート整備工事3,348万円をそれぞれ増額補正し、公債費において、元金利子償還金499万5,000円を減額補正するものです。

繰越明許費においては、公共施設耐震診断調査委託料の限度額は1,823万1,000円、運動公園テニスコート整備事業の限度額を3,348万円と設定しております。

継続費においては、町有林保全事業の総額を1億5,914万9,000円から2億398万4,000円に変更されております。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第76号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第76号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第5号について。

本議案は、既定の予算総額を歳入歳出それぞれ4,232万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,804万円とするものであります。

補正内容は、歳入予算では、一般被保険者国民健康保険税、現年度療養給付費等負担金、普通調整交付金等を4,232万4,000円追加補正するもので、歳出予算におきましては、一般被保険者高額療養費を追加補正するものが主なものでございます。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第77号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第3号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○予算特別委員長（後藤 百合子） 報告いたします。

議案第77号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第3号について。

本議案は、既定の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の総額に資本的収入400万円を増額し、資本的収入の予算の総額を3億1,021万8,000円、資本的支出400万円を増額し、資本的支出の予算の総額を4億570万1,000円とするものであります。

補正予算の内容は、受益者負担金の増収及び公共汚水柵設置要望の増加による補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、陳情1号、祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情書を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守） 報告をいたします。

陳情1号、祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情書。

本陳情は、篠栗町大字篠栗1732 平井滋伸氏から提出されたものであります。

なお、審査当日は説明のため、御本人が出席されています。

本陳情の主な内容は、国民の祝日は1年間に15日あるが、残念ながら、これまで私たちが大切にしてきた祝日の意義は薄れつつある。

篠栗町での祝祭日における国旗掲揚の現状は公的機関はともかく、一般家庭では、0.1から0.2%程度しかない。

私たち国民一人一人がそれぞれの祝日を持つ意味やメッセージを改めて考え、日本の将来を担う子供たちに祝日の意義をしっかりと伝えていくことこそ我々大人の責務だと思う。

というものです。

審査の中で、2の理由の文章中、「祝祭日に」が「祝日に」に改められております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて採択することに決しております。

なお、委員会では、町全体で取り組むために、発議第4号「祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議」を本定例会に提出いたします。

以上です。

○議長（今泉 正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論ございますので、まず反対討論のある方。

次に賛成討論のある方。

はい、5番、大楠英志議員。

○議員（大楠 英志） 議席番号5番、大楠英志でございます。

祝日に各家庭において国旗の掲揚を求める陳情に賛成討論をします。

国旗は国の象徴であるので、国民が国旗に誇りを持ち、取り扱いが丁重に、汚染しないよう気をつけます。日の丸は全ての生物の命の源である太陽を象ったものであり、白は清く穢れのない日本人の生き方を、赤は偽りのない真心を表し、円には、日本の国の永遠の繁栄を願う気持ちが込められていますと_____に記してあります。

対外的にはオリンピックなど、国際的スポーツなどの榮譽をたたえるための国旗の掲揚、飛行機、船舶など、国の印として、国旗を明示し、安全が確保されていま

か。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、陳情1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここでお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、総務建設委員長から、会議規則第14条第3項の規定により、発議第4号、祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議が提出されております。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議第4号、祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議を議題といたします。

提案理由の説明を総務建設委員長に求めます。

松田委員長。

○総務建設常任委員長（松田 國守）

祝日に各家庭で国旗の掲揚を求める決議。

本定例会において、祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める陳情書が提出され採択しました。

本陳情の主な内容は以下のとおりです。

現在、国民の祝日は1年に15日あります。残念ながら、これまで私たちが大切にしてきた祝日の意義が今日では、薄れつつあります。篠栗町の祝日における国旗掲揚の現状は公的機関はともかく、一般家庭で0.1～0.2%しかありません。

私たち国民一人一人がそれぞれの祝日が持つ意味やメッセージを改めて考え、日本の将来を担う子供たちに祝日の意味をしっかりと伝えていくことが我々大人の責務であると考えます。

以上のことにより、祝日に各家庭に国旗掲揚を求めることをここに決議し、町としても、国旗掲揚を啓発推進されるよう要請します。

平成26年12月19日、篠栗町議会。篠栗町長 三浦正殿。

以上です。

○議長（今泉 正敏） 今試行錯誤しながら、タブレットで会議を進めていますので、お手元のタブレットにありますように、発議4号を朗読されたということによろしいですか。皆さんのところに配布はあっていると思いますので、最初のががみの分は朗読されて、今の提案理由がありましたので、その旨よろしくお願いたします。

ただいま、提案理由の説明を受けました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

発議第4号について、本案に賛成の方は御起立願います。

全員賛成と認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務建設・文教厚生両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 平成26年第4回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議まことにありがとうございました。

上程いたしました12議案のうち、継続審査となりました議案第72号を除く11議案を可決いただきましたことに感謝いたします。

継続審査となりました議案第72号は、篠栗町自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございました。

篠栗駅北側の立体駐車場の運営に関し、これまで駐車時間3時間以内の駐車料無料の取り扱いを改めて、1時間以内とすることを提案したものでございます。

所管委員会では、委員の皆様のお意見を多くいただく中で、無料時間の範囲の縮小については、クリエイト篠栗のサークル利用者等の利便性や無料時間の縮小に伴う駐車分散化によるオアシス篠栗や図書館利用者への影響など、もう少し検討の余地があるのではないかという意見から、継続審査となりました。

今後、執行部といたしましても、総務建設委員会が出された意見について十分検討を加え、さらに、説明を重ねてまいりたいと考えております。

また、先ほど議員発議第4号において、祝日に各家庭に国旗の掲揚を求める決議が可決されました。私もこの決議に全面的に支持する国民の1人でございます。

本来であれば、議会での決議でございますので、議会広報での発信がルールでございますが、お許しをいただいて節目の平成27年1月号広報ささぐりに決議の内容を合わせて国旗掲揚の啓発に努めるための掲載をしたいと考えております。また、篠栗町ホームページにもあわせて啓発についての記事を載せまして、広く町民の皆さんにお知らせしたいと考えます。

さて本定例会期間中、12月14日に投開票された第47回衆議院総選挙におきまして、与党が定数の3分の2を上回る325議席を獲得いたしました。最大の争点となった安倍政権の経済政策、アベノミクスなどの信任が得られたとして、12月24日に第3次安倍内閣が発足する予定と聞いております。

今後の安倍内閣のもう一つの大きな政策の柱は、地方創生であります。今後日本は待ったなしの高齢化社会に突入いたします。日本で1番元気がいいと言われる福岡都市圏、それを支えている我が糟屋郡においても同様でございます。今後、生まれてくる子供たちに大きな負担となることのないよう我々自身が、我が町の我が地域のそして我が国の方向性をしっかり示して行動していかないと、流れに任せた行

政運営では取り返しのつかない事態に陥らないとも限りません。

開会挨拶でも申し上げたとおり、11月21日の衆議院解散直前に地方創生の柱となるまち・ひと・しごと創生法案が成立し、年明けからさまざまな動きがスタートいたします。

篠栗町でも、まち・ひと・しごと創生法案第10条に掲げる市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて検討に入りましたが、平成27年は、篠栗町地方創成元年として諸課題に取り組んでまいりたいと考えます。

こうした国全体の流れの本流にしっかり竿を指して、篠栗町の個性を背伸びせずに着実に創造し、発揮していくことこそ、これからの我が町の目指す姿であろうと思っております。職員全員一致団結して、我が町篠栗町のために精いっぱい努力してまいり所存でございます。議会の皆様におかれましては、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ことしも残すところ10日余りでございます。

どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますよう祈念申し上げまして、平成26年第4回定例会閉会の挨拶といたします。

ことし1年どうもありがとうございました。

○議長（今泉 正敏） 以上で本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成26年第4回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 10時48分